第69期　定時株主総会招集ご通知

日 時　**2019年４月25日（木曜日）**
午前10時

場 所　**大阪市中央区西心斎橋１丁目３番３号**
ホテル日航大阪　５階　鶴の間

※本年より会場が変更となっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

目　次

■第69期定時株主総会招集ご通知 …… 1
■添付書類
事業報告 …… 2
連結計算書類 …… 17
計算書類 …… 27
監査報告書 …… 36
■株主総会参考書類 …… 39
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株式会社イムラ封筒
証券コード：3955

（証券コード　3955）
2019年４月９日

株　主　各　位

大阪市中央区難波五丁目1-60
株式会社イムラ封筒
代表取締役社長 井　村　　優

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年４月24日（水曜日）午後５時30分までに到着するよう、折り返しご送付いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時　2019年４月25日（木曜日）午前10時

2. 場　　所　大阪市中央区西心斎橋１丁目３番３号
ホテル日航大阪　５階　鶴の間
※本年より会場が変更となっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

報告事項
1　第69期（2018年２月１日から2019年１月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2　会計監査人および監査役会の第69期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役７名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類につき、修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（https://www.imura.co.jp）に掲載することにより、お知らせいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年２月１日から
2019年１月31日まで）

1. 企業集団の現況

（1）事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、堅調に推移しておりましたが、昨年末にかけて米国経済の後退懸念や米中貿易摩擦による中国経済の減速などが表面化し、軟調傾向へと変化しました。

当社グループの事業領域に影響を及ぼす郵便およびメール便市場においては、普通通常郵便物およびメール便の取扱数量は、前年比微減で推移しており、また、ダイレクトメール市場の動向も依然として減少傾向にあることから、当社グループを取り巻く環境は先行き不透明な状況となっております。一方で、通販市場は、アパレル通販やＢ to Ｂ 通販の伸張を背景に、堅調な動きを持続しており、包材関連需要の拡大が期待されます。

このような情勢のもと、当社グループは、「Give&Give&Give®（全ての人に最高の付加価値を届け続ける）」をテーマに掲げ、お客様に満足いただけるソリューションサービス分野への取り組みを、全社を挙げて進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、封筒事業がサービス領域拡充により伸長する一方で、メーリングサービス事業の不振等により、ほぼ前年並みの226億45百万円（前期比0.1％増）となりました。損益面につきましては、上述のサービス領域拡充に向けた商品売上構成比の上昇により売上総利益率が低下し、営業利益は３億91百万円（前期比22.0%減）、経常利益は４億96百万円（前期比17.0％減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、100周年記念行事費用として１億58百万円を特別損失に計上したこともあり、２億71百万円（前期比34.4％減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

封筒事業

製品売上が伸び悩む中、首都圏エリアを中心に、サービス領域拡充による商品売上の拡大に努め、既存得意先への深耕および新規開拓を進めた結果、売上高は178億64百万円（前期比0.6％増）となりました。損益面では、労務人件費を中心とした経費の抑制により、営業利益は３億99百万円（前期比20.9％増）となりました。

メーリングサービス事業

企業のアウトソーシング需要が高まる中、ビジネスプロセスアウトソーシング（BPO）市場における販売力強化を継続し、新規案件の獲得を進めるものの、前年における大口スポット案件の反動減等により、売上高は31億円（前期比0.6％増）となりました。損益面では、商品売上構成比の上昇に伴う売上総利益率の低下に加え、サービス領域拡充に向けた設備投資に伴う償却負担増や人員増強による労務人件費の増加もあって、１億円の営業損失（前期は営業利益62百万円）となりました。

その他

封入機の製造販売を手掛ける子会社の業績が低調であったことを受け、売上高は16億80百万円（前期比5.6％減）、営業利益は85百万円（前期比18.6％減）となりました。

〔セグメント別売上高〕

事業	売上高	構成比	前期比増減（△）
封筒事業	17,864 百万円	78.9 %	0.6 %
メーリングサービス事業	3,100	13.7	0.6
その他	1,680	7.4	△5.6
合計	22,645	100.0	0.1

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、お客様の多様なニーズへの対応とコスト競争力の強化を図るとともに、製品のさらなる品質向上を目的として、設備の増設・更新および改善・改良等を行い、総額４億40百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

2019年度の当社グループを取り巻く環境は、参議院選挙等による需要浮揚要因があるものの、期後半にかけては、消費税増税後の需要低迷等が予想されることから、徐々に厳しさが増すことが予測されます。

このような情勢のもと、当社グループは、2019年度を次の100年に向けた「第二の創業」の年として、中期経営計画の経営ビジョンである「私たちは次の100年もコミュニケーション分野において最高の付加価値を提供します。そして全ての人の笑顔に貢献します。」の具現化に向け、「Give&Give&Give®（全ての人に最高の付加価値を届け続ける）」の精神に基づき、以下の７項目に取り組んでまいります。

■付加価値の創造の限りない追及
■事業領域の拡大を中心とした事業構造の変革推進
■市場環境に柔軟に対応できる生産体制の構築
■生産システム全般の効率化推進
■企業価値を創出するグループガバナンス体制の整備
■働き方改革のさらなる推進と人材育成プログラムの充実による組織の活性化
■本社移転によるワンフロア化等による一体感の醸成

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

期別 / 項目	第 66 期 (2016年1月期)	第 67 期 (2017年1月期)	第 68 期 (2018年1月期)	第 69 期 当連結会計年度 (2019年1月期)
売上高(百万円)	23,196	22,593	22,624	22,645
経常利益(百万円)	681	609	598	496
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	500	411	414	271
1株当たり当期純利益(円)	46.90	39.13	40.24	26.39
総資産(百万円)	18,686	17,832	17,608	18,036
純資産(百万円)	12,433	12,251	12,895	13,302
1株当たり純資産(円)	1,162.42	1,187.46	1,247.55	1,284.64

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産は期末発行済株式総数によって算出しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。また、小数点第2位未満は四捨五入で表示しております。

2. 2016年8月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第66期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(6) 子会社等の状況

1) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東杏印刷株式会社	20 百万円	100.0 %	医療機関用印刷物の製造販売および医療機関用諸物品の販売
株式会社メトロテック	30	95.0	機械器具の自動制御装置および電子回路の設計製造販売

2) 関連会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは以下のとおり、封筒の製造・販売を中核として、レスポンスアップが期待できるダイレクトメールを提案するメーリングサービス事業、その他の事業として、企業のコンピュータ活用をサポートする情報システム事業および子会社による諸事業を行っております。

事　業	主要な製品名または事業内容
封筒事業	一般事務用封筒、セロ窓封筒、プラ窓封筒、グラシン窓封筒、個人情報保護対応封筒、エンボス封筒、再生紙封筒、間伐材封筒、フィルム封筒、タイベック封筒、ガセット封筒、角底封筒、窓口サービス用封筒、チケット入れ袋、募金袋、レントゲン袋、薬袋、クイックオープナー、リターンエース、返信専用封筒、大型洋封筒、メモルダー、お茶殻入り封筒、不織布製の封筒・造園資材等
メーリングサービス事業	印刷物・SP商品等の封入・梱包およびその発送業務の代行 ダイレクトメールの企画・制作とその発送業務の代行 顧客リストの管理業務、データプリントサービス メディアマッチング業務、キャンペーン事務局等
その他	コンピュータ・その他OA機器等の販売および保守管理、オリジナルソフト・パッケージソフトの開発、コンピュータ導入に伴う各種支援等 医療機関用印刷物の製造販売および医療機関用諸物品の販売 機械器具の自動制御装置および電子回路の設計製造販売等

(8) 営業所および工場等

名　称	所在地	名　称	所在地
当　社		奈良新庄工場	奈良県葛城市
大阪本社	大阪市中央区	御所工場	奈良県御所市
東京本社	東京都港区	相模原工場	相模原市中央区
パッケージソリューション営業統括部	東京都港区	筑波工場	茨城県常総市
西日本営業統括部	大阪市中央区	都城工場	宮崎県都城市
代販営業部	大阪市中央区	山口美和工場	山口県岩国市
名古屋営業部	名古屋市中区		
メーリングソリューション営業統括部	東京都港区		
情報システム事業部	奈良県葛城市	**子　会　社**	
昭島事業所	東京都昭島市	東杏印刷株式会社	東京都練馬区
平野事業所	大阪市平野区	株式会社メトロテック	埼玉県戸田市

(9) 従業員の状況

1) 企業集団の従業員

事業	従業員数	前連結会計年度末比増減（△）
封筒事業	622名	△1名
メーリングサービス事業	119名	13名
その他	81名	3名
全社（共通）	41名	△1名
合計	863名	14名

（注）1. 上記従業員の他に122名のパートタイマーを雇用しております。
2. 全社（共通）として記載した従業員数は、特定の事業内容に区分できない管理部門に属しているものであります。

2) 当社の従業員

従業員数	前期末比増減（△）	平均年齢	平均勤続年数
797名	14名	39.5歳	16.8年

（注）上記従業員の他に112名のパートタイマーを雇用しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況

1) 発行可能株式総数　38,000,000株
2) 発行済株式の総数　10,729,370株(自己株式428,842株を含む)
3) 株主数　2,087名(前期末比7名増)
4) 1単元の株式数　100株
5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
イムラ封筒社員持株会	776,252株	7.53%
井村優	415,500	4.03
有限会社ケイ・アンド・アイ コーポレーション	385,250	3.74
井村達男	367,000	3.56
有限会社アイ・エム興産	358,750	3.48
井村守宏	320,100	3.10
井村美和	300,000	2.91
日本紙パルプ商事株式会社	300,000	2.91
井村光一	288,400	2.80
井村美保子	254,500	2.47

(注) 1. 当社は自己株式を428,842株保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式数(428,842株)を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

1) 当社が会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	発行価額（新株予約権1個当たり）	行使価額（株式1株当たり）	行使期間
2016年度第1回新株予約権	2016年9月2日	481個	普通株式 48,100株	36,400円	1円	2016年9月3日から2056年9月2日まで
2017年度第2回新株予約権	2017年6月5日	528個	普通株式 52,800株	43,400円	1円	2017年6月6日から2057年6月5日まで
2018年度第3回新株予約権	2018年6月5日	484個	普通株式 48,400株	49,000円	1円	2018年6月6日から2058年6月5日まで

事業年度の末日において当社役員が有している新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	取締役（社外取締役を除く）		社外取締役		監査役	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
2016年度第1回新株予約権	481個	普通株式 48,100株	8人	481個	－	－	－	－
2017年度第2回新株予約権	528個	普通株式 52,800株	10人	528個	－	－	－	－
2018年度第3回新株予約権	484個	普通株式 48,400株	10人	484個	－	－	－	－

2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	井村守宏	
代表取締役社長	井村優	
専務取締役	射手矢政信	営業本部長兼東京事務管理部長
常務取締役	吉川伸昭	製造本部長
取締役	食野直哉	管理本部長兼経営企画部長、子会社担当
取締役	山下登志夫	営業副本部長兼パッケージソリューション営業統括部長
取締役	栫康博	営業副本部長兼営業企画推進部長
取締役	前田晋二	人事部長兼東京人事部長
取締役	炭家裕之	技術部長
取締役	山田実	総務部長
取締役	白田敬	株式会社JET Academyエグゼクティブ・パートナー、 株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス取締役
常勤監査役	福塚昌義	
監査役	山田拓幸	山田公認会計士事務所代表、株式会社タカショー社外取締役
監査役	清水健一	株式会社ラブキャリアグループ会長、株式会社東京一番フーズ監査役

（注）1. 取締役白田敬氏は社外取締役であります。
2. 監査役山田拓幸および清水健一の各氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役白田敬氏、監査役山田拓幸氏、清水健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山田拓幸氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役全員は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金8百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

3） 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の総額（百万円）
取　締　役 （うち社外取締役）	11 （1）	156 （7）
監　査　役 （うち社外監査役）	3 （2）	23 （10）
計 （うち社外役員）	14 （3）	180 （18）

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2000年4月開催の第50期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 期末現在の人員は、取締役11名（社外取締役1名）、監査役3名（社外監査役2名）であります。
4. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額23百万円（取締役10名）を含めております。

4） 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役白田敬氏は、株式会社JET Academyエグゼクティブ・パートナー、株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス取締役をそれぞれ兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役山田拓幸氏は、山田公認会計士事務所代表、株式会社タカショー社外取締役をそれぞれ兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役清水健一氏は、株式会社ラブキャリアグループ会長、株式会社東京一番フーズ監査役をそれぞれ兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	白 田　　敬	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	山 田 拓 幸	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会15回全てに出席し、公認会計士、税理士としての専門的見地から、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	清 水 健 一	当事業年度開催の取締役会13回、監査役会15回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に係る報酬額	21百万円
公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務に係る報酬額	1百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

（注）1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の定めに基づいた同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的に区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務デューデリジェンス業務の対価を支払っております。

4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の基本方針として、以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議しており、規程、組織、体制などの内部統制システムの整備に努めております。

1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）は、（当社グループの事業活動に関連するあらゆる）法令及び定款に基づき、適正に会社運営を行うため、企業行動憲章の他、例えば組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、諸管理規程等の規程類を定め、取締役及び使用人はこれらの規程類に則り職務を遂行する。

② 当社グループの取締役会は、原則として月１回以上これを開催し、取締役会規則の定めに従い、法令及び定款に適合することを確認した上で業務執行についての重要事項を決定する。

③ 当社グループの取締役及び使用人が業務執行に際し、法令及び定款の遵守がより一層図られる体制を整備するため、当社経営企画部にＣＳＲ課を設置する。

④ 業務の執行に関して、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に違反し、社会並びに当社に不利益を及ぼす疑いのある事象を発見した場合に、通報できる窓口を設置するなど、内部通報制度を整備する。

⑤ 当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を排除し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録等）は、取締役会規則、常務会規則、文書管理規程、情報セキュリティマネジメント規程等の定めに従い記録した後、適切に保存及び管理する。

② 取締役及び監査役は、記録された情報を常時閲覧できるものとする。

③ 法令、証券取引所の適時開示規則及び重要情報管理規程に則り、開示すべき情報は、速やかに開示を行う。

3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループは、事業等のリスクに関しては、当社担当取締役管掌のもと、リスク管理委員会が、リスクアセスメントを行い、予防・対策の立案、実施、見直しを継続的に実施する体制を整備する。

② 当社グループの情報セキュリティリスクに関しては、当社担当取締役管掌のもと、情報セキュリティ委員会が、情報セキュリティマネジメント規程及び情報セキュリティ取扱細則に従い、情報の機密性、完全性、可用性を確保する体制を整備する。

③ 当社グループの災害リスクに関しては、当社リスク管理委員会の主導で、危機管理規程に基づく事業継続計画を策定し、管理体制を整備する。さらに、事業継続計画が有効に機能するか、有事を想定し定期的に教育並びに模擬訓練を実施する。

4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社グループの取締役会は、経営上の重要な意思決定及び職務執行の監視を行う。また、必要に応じて各種委員会等で事前審議の上、決議機関に上程することで職務執行の効率を確保する。

② 当社は取締役会の機能を強化するため、執行役員を加えた常務会を月 1 回以上開催し、業務執行に関わる意思決定を機動的に行う。

③ 当社グループの取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく年度計画・予算の審議、決定を行う。

④ 当社グループ取締役会決議に基づく業務執行は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により、それぞれの部門の責任者が適切に権限委譲する。

5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は企業集団における業務の適正を確保するため、子会社担当取締役が子会社の自主性を尊重しつつ関係会社管理規程に基づき、子会社を統括する。

② 子会社担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、子会社に四半期ごとに経営状況の報告を求め、必要に応じて指導する。

③ 監査部は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長に報告の上、必要に応じて被監査部門の責任者に対して、内部統制の改善策についての助言を行う。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに取締役からの独立性に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役は代表取締役と協議をし、補助すべき使用人を指名することができる。

② 指名された補助使用人の指揮権は、補助すべき期間中、監査役に委譲されたものとし、当該期間中の補助使用人の評価は監査役が行う。

③ 補助使用人の解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定する。

7） 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法令に定める事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づく通報状況及びその内容を速やかに報告する。

② 当社グループは、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

③ 子会社の監査役が、当該報告を受けた場合には、当社の子会社担当取締役及び監査役会に報告する体制を構築する。

8） 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9） その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び常務会に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

② 監査役は、取締役及び執行役員等重要な各使用人との個別ヒアリングの機会を定期的に設けるとともに、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は次のとおりです。

1） 重要な会議の開催状況

当事業年度における主な重要会議の開催状況は、次のとおりです。

取締役会は13回開催され、当社と利害関係を有しない社外監査役が常時出席し取締役の職務執行の適法性および効率性を高めました。その他、当社幹部で運営する常務会および部長会を毎月開催し、当社グループの課題などについて討議いたしました。加えて、情報セキュリティ委員会を11回、リスク管理委員会を11回開催しそれぞれ情報セキュリティリスクおよび危機管理に関する課題の把握とその対応策の検討を行いました。

2） 従業員への教育、訓練

年間計画に基づき経営企画部ＣＳＲ課が中心となりコンプライアンス研修を実施いたしました。その他、危機管理対策として従業員の安否確認システムを導入しており、災害を想定した訓練を実施いたしました。

3） 内部監査の実施

監査部は、年間の監査計画に基づき、当社各部門および当社子会社の内部監査を実施いたしました。

4） 財務報告に係る内部統制について

当社グループの全社統制、業務プロセス統制、ＩＴ統制、決算財務統制の整備と運用状況を評価するため経営企画部ＣＳＲ課に事務局を置き適正に実施いたしました。

5） 監査役の職務の執行について

監査役は、当社各部門および当社子会社の監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員に対して面談を実施し、定期的に意見交換を実施いたしました。また、会計監査人、監査部とも定期的に意見交換会を開催し積極的に連携を図っております。

6） 反社会的勢力排除について

当社契約書に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、各種機関および顧問弁護士の協力を得て総務部を中心に継続的に情報を収集する取り組みを実施いたしました。

（注）1. 本事業報告中の記載金額および株式数は、特に注記しております箇所を除いては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

（2019年1月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**8,532**	**流動負債**	**4,266**
現金及び預金	2,540	支払手形及び買掛金	1,841
受取手形及び売掛金	3,652	電子記録債務	957
電子記録債権	557	未払金	327
商品及び製品	431	未払法人税等	63
仕掛品	272	賞与引当金	379
原材料及び貯蔵品	538	資産除去債務	49
繰延税金資産	171	その他	646
その他	369	**固定負債**	**467**
貸倒引当金	△1	繰延税金負債	82
固定資産	**9,504**	退職給付に係る負債	74
有形固定資産	**7,411**	資産除去債務	87
建物及び構築物	1,475	その他	223
機械装置及び運搬具	1,813	**負債合計**	**4,734**
リース資産	260	**（純資産の部）**	
土地	3,655	**株主資本**	**12,290**
建設仮勘定	101	**資本金**	**1,197**
その他	104	**資本剰余金**	**1,365**
無形固定資産	**56**	**利益剰余金**	**9,935**
投資その他の資産	**2,036**	**自己株式**	**△208**
投資有価証券	1,027	**その他の包括利益累計額**	**942**
繰延税金資産	14	**その他有価証券評価差額金**	**295**
退職給付に係る資産	372	**退職給付に係る調整累計額**	**646**
その他	627	**新株予約権**	**58**
貸倒引当金	△5	**非支配株主持分**	**11**
		純資産合計	**13,302**
資産合計	**18,036**	**負債及び純資産合計**	**18,036**

連結損益計算書

（2018年2月1日から
2019年1月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**22,645**
売上原価		**18,018**
売上総利益		**4,627**
販売費及び一般管理費		**4,235**
営業利益		**391**
営業外収益		
受取利息及び配当金	37	
売電収入	9	
その他	78	125
営業外費用		
支払利息	1	
売電費用	5	
その他	12	20
経常利益		**496**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	12	12
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	3	
100周年記念行事費用	158	161
税金等調整前当期純利益		**347**
法人税、住民税及び事業税	151	
法人税等調整額	△77	74
当期純利益		**273**
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		**271**

連結株主資本等変動計算書

（2018年２月１日から
2019年１月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,197	1,365	9,786	△207	12,142
当期変動額					
剰余金の配当			△123		△123
親会社株主に帰属する当期純利益			271		271
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	148	△0	148
当期末残高	1,197	1,365	9,935	△208	12,290

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	406	302	708	34	10	12,895
当期変動額						
剰余金の配当						△123
親会社株主に帰属する当期純利益						271
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△110	344	233	23	1	258
当期変動額合計	△110	344	233	23	1	406
当期末残高	295	646	942	58	11	13,302

連 結 注 記 表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数……２社

連結子会社の名称……東杏印刷株式会社

株式会社メトロテック

（2）非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

1） 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2） たな卸資産……主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

1） 有形固定資産

a リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

b リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした、残存価額を零とする定額法

2） 無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則として５年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度において全額償却しております。

2) 重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

c ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替リスクを軽減するため実需の範囲内でヘッジ取引を行っております。

d ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

Ⅱ．連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

その他（預け金）	268百万円
建物及び構築物	814百万円
機械装置及び運搬具	898百万円
土地	1,568百万円

担保に係る債務の金額

手形債権及び電子記録債権売却に伴う買戻し義務	211百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　22,900百万円

3. 偶発債務

被保証者	金額	内容
ファンタスティック・ファンディング・コーポレーション	211百万円	手形債権及び電子記録債権売却に伴う買戻し義務

Ⅲ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	10,729,370株	－	－	10,729,370株
自己株式				
普通株式	428,771株	71株	－	428,842株

（注）自己株式の増加71株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年4月26日定時株主総会	普通株式	123	利益剰余金	12.00	2018年1月31日	2018年4月27日

（2）当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年4月25日定時株主総会	普通株式	144	利益剰余金	14.00	2019年1月31日	2019年4月26日

（注）1株当たり配当額には創業100周年記念配当2円が含まれております。

3．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　149,300株

Ⅳ．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画及び設備投資計画から策定した資金計画に基づき必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用しております。デリバティブ取引は、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に基づき取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、取引先の信用状況の把握に努めております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であります。このうち上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、全て１年以内に支払期日が到来するものであります。

外貨建ての金銭債務は、為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約などを利用してヘッジしております。

借入金は、固定金利で調達しており、金利の変動リスクを回避しております。

なお、営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成し、手元流動性の維持を図るなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年１月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
（1）現金及び預金	2,540	2,540	－
（2）受取手形及び売掛金	3,652	3,652	－
（3）電子記録債権	557	557	－
（4）投資有価証券			
その他有価証券	859	854	△5
資産計	7,609	7,604	△5
負債			
（5）支払手形及び買掛金	1,841	1,841	－
（6）電子記録債務	957	957	－
（7）未払金	327	327	－
負債計	3,127	3,127	－
（8）デリバティブ取引	－	－	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、（3）電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、株式形態のゴルフ会員権については、取引所の市場価格がないため、連結貸借対照表計上額は帳簿価額によっており、時価は業者間の取引相場表等に基づく価額によっております。

（5）支払手形及び買掛金、（6）電子記録債務、（7）未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（8）デリバティブ取引

該当事項はありません。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額168百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

Ⅴ．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

Ⅵ．１株当たり情報に関する注記

1.	１株当たり純資産額	1,284円64銭
2.	１株当たり当期純利益	26円39銭

貸借対照表

（2019年1月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**7,856**	**流動負債**	**4,093**
現金及び預金	2,214	支払手形	28
受取手形	235	電子記録債務	957
電子記録債権	553	買掛金	1,730
売掛金	3,244	未払金	319
商品及び製品	394	未払法人税等	57
仕掛品	207	賞与引当金	361
原材料及び貯蔵品	487	資産除去債務	49
繰延税金資産	157	その他	587
その他	362	**固定負債**	**862**
貸倒引当金	△0	退職給付引当金	558
固定資産	**9,667**	資産除去債務	83
有形固定資産	**7,213**	その他	220
建物	1,369	**負債合計**	**4,955**
構築物	81	**（純資産の部）**	
機械装置	1,816	**株主資本**	**12,214**
車両運搬具	0	**資本金**	**1,197**
工具、器具及び備品	99	**資本剰余金**	**1,363**
土地	3,484	資本準備金	1,363
リース資産	260	**利益剰余金**	**9,861**
建設仮勘定	100	利益準備金	299
無形固定資産	**54**	その他利益剰余金	9,561
投資その他の資産	**2,398**	別途積立金	8,000
投資有価証券	1,027	特別償却準備金	21
関係会社株式	581	繰越利益剰余金	1,540
繰延税金資産	201	**自己株式**	**△208**
その他	593	**評価・換算差額等**	**295**
貸倒引当金	△4	その他有価証券評価差額金	295
		新株予約権	**58**
		純資産合計	**12,568**
資産合計	**17,523**	**負債及び純資産合計**	**17,523**

損 益 計 算 書

（2018年２月１日から
2019年１月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**21,506**
売上原価		**17,294**
売上総利益		**4,212**
販売費及び一般管理費		**3,879**
営業利益		**333**
営業外収益		
受取利息及び配当金	52	
売電収入	9	
その他	75	137
営業外費用		
支払利息	1	
売電費用	5	
その他	10	18
経常利益		**452**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	12	12
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	3	
100周年記念行事費用	158	161
税引前当期純利益		**303**
法人税、住民税及び事業税	135	
法人税等調整額	△78	57
当期純利益		**245**

株主資本等変動計算書

（2018年２月１日から
2019年１月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,197	1,363	1,363	299	8,000	28	1,411	9,738	△207	12,092
当期変動額										
剰余金の配当							△123	△123		△123
特別償却準備金の取崩						△7	7	－		－
当期純利益							245	245		245
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△7	129	122	△0	122
当期末残高	1,197	1,363	1,363	299	8,000	21	1,540	9,861	△208	12,214

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	406	406	34	12,533
当期変動額				
剰余金の配当				△123
特別償却準備金の取崩				－
当期純利益				245
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△110	△110	23	△86
当期変動額合計	△110	△110	23	35
当期末残高	295	295	58	12,568

個 別 注 記 表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式……移動平均法による原価法

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、情報システム事業における製品及び仕掛品については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

1） リース資産以外の有形固定資産

定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

2） リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした、残存価額を零とする定額法

（2）無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

3) ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替リスクを軽減するため実需の範囲内でヘッジ取引を行っております。

4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1．担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

そ の 他 （預 け 金）	268百万円
建 物	803百万円
構 築 物	10百万円
機 械 装 置	898百万円
土 地	1,568百万円

担保に係る債務の金額

手形債権及び電子記録債権売却に伴う買戻し義務	211百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　22,473百万円

3．偶発債務

被保証者	金額	内容
ファンタスティック・ファンディング・コーポレーション	211百万円	手形債権及び電子記録債権売却に伴う買戻し義務

4．関係会社に対する金銭債権　9百万円

5．関係会社に対する金銭債務　5百万円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

関係会社との営業取引による取引高の総額	160百万円
関係会社との営業取引以外の取引による取引高の総額	18百万円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式				
普通株式	428,771株	71株	－	428,842株

（注）自己株式の増加71株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	110百万円
未払社会保険料	13百万円
未払事業税	11百万円
退職給付引当金	172百万円
長期未払金	59百万円
投資有価証券評価損	31百万円
資産除去債務	40百万円
減損損失	60百万円
その他	74百万円
評価性引当額	△75百万円
繰延税金資産合計	499百万円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△9百万円
その他有価証券評価差額金	△119百万円
その他	△11百万円
繰延税金負債合計	△140百万円
繰延税金資産の純額	359百万円

（注） 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産－繰延税金資産	157百万円
固定資産－繰延税金資産	201百万円

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等

会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
有限会社アイ・エム興産	（被所有） 直接　3.48 間接　－	なし	保険料の支払	19	－	－

（注）　取引条件及び取引条件の決定方針等

保険料の支払については、通常の保険契約に基づき保険料の決定を行っております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1.　1株当たり純資産額　1,214円51銭

2.　1株当たり当期純利益　23円88銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年３月11日

株式会社イムラ封筒
取締役会　御中

仰　星　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　徳丸　公義　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　田邉　太郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社イムラ封筒の2018年２月１日から2019年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イムラ封筒及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年３月11日

株式会社イムラ封筒
取締役会　御中

仰　星　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　徳丸　公義　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　田邉　太郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イムラ封筒の2018年２月１日から2019年１月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年２月１日から2019年１月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年３月15日

株式会社　イムラ封筒　監査役会

常勤監査役　福　塚　昌　義　㊞

社外監査役　山　田　拓　幸　㊞

社外監査役　清　水　健　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

利益配分は企業経営にとって最重要事項の一つとして認識しております。配当に関しましては、業績動向、財務状況、将来のための投資に必要な内部留保などを総合的に勘案したうえで決定することを基本としております。

また、当社は2018年7月7日に創業100周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、普通配当12円に記念配当2円を加え、次のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

１）配当財産の種類
　金銭といたします。

２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金14円　　総額144,207,392円
　（普通配当12円、記念配当2円）

３）剰余金の配当が効力を生じる日　　2019年４月26日

第２号議案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（11名）は任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 井村守宏（いむらもりひろ） （1947年10月７日生）	1972年３月　ミドリ安全株式会社入社 1975年２月　当社入社 1979年４月　当社取締役営業部長代理 1979年８月　当社取締役製造部長 1983年４月　当社常務取締役 1987年３月　当社専務取締役 1997年４月　当社代表取締役専務 2003年４月　当社代表取締役社長 2013年４月　当社代表取締役会長 2015年４月　当社取締役会長（現任）	320,100株
	【取締役候補者とした理由】 当社の取締役会長として、長年にわたり、当社グループの経営を担っており、グループ全体を牽引してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。		
2	再任 井村優（いむらゆたか） （1963年４月19日生）	1987年４月　日興證券株式会社入社(現ＳＭＢＣ日興証券) 1993年３月　当社入社 2000年12月　当社資材部長 2001年４月　当社取締役資材部長 2003年４月　当社常務取締役製造本部長兼資材部長 2003年７月　当社常務取締役製造本部長 2009年２月　当社常務取締役営業本部長 2011年４月　当社専務取締役営業本部長 2013年４月　当社代表取締役社長（現任）	415,500株
	【取締役候補者とした理由】 当社の代表取締役社長として、当社グループ全体を牽引し、業務執行に対する監督を適切に行ってきました。また、構造改革による事業成長と経営基盤の強化など、強いリーダーシップを発揮しております。それらの実績と豊富な経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	新任 瀧口（たきぐち） 斉（ひとし） （1960年４月18日生）	1983年４月　三井物産株式会社入社 2005年７月　同社人事総務部人材開発室長 2010年４月　同社機能化学品本部機能材料事業部長 2016年１月　同社サウジアラビア支店長 2019年１月　当社入社 2019年４月　当社専務執行役員営業本部長兼パッケージソリューション営業統括部長（現任）	－　株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたる大手商社勤務において、新規市場の開拓や新規事業の立上げなどを通じ、企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有しております。また、人材開発部門の責任者として人材育成や人材戦略の立案に携わるなど、組織マネジメント能力も豊富である点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。		
4	再任 吉川（よしかわ） 伸昭（のぶあき） （1962年11月10日生）	1981年３月　当社入社 2005年７月　当社筑波工場長 2007年７月　当社相模原工場長 2011年７月　当社製造部長 2013年４月　当社取締役製造本部長 2017年４月　当社常務取締役製造本部長（現任）	5,700株
	【取締役候補者とした理由】 当社常務取締役製造本部長として、製造および技術部門全体を牽引してきました。これまでの豊富な経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。		
5	再任 食野（めしの） 直哉（なおや） （1959年７月30日生）	1983年４月　丸紅株式会社入社 1993年４月　食野株式会社入社 2005年５月　当社入社 2008年７月　当社第三営業部長 2010年７月　当社第一営業部長 2013年４月　当社執行役員東京支店長 2014年４月　当社執行役員営業統括部長 2015年４月　当社取締役経営企画部長 2017年２月　当社取締役管理本部長兼経営企画部長、子会社担当（現任）	5,700株
	【取締役候補者とした理由】 当社取締役管理本部長兼経営企画部長として、管理部門全体を統括し、当社グループの管理の体制強化および構造改革に大きな貢献を果たしてきた実績と、過去に営業部門を歴任してきた豊富な経験を有することを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	再任 社外 白田（しらた） 敬（たかし） （1959年11月30日生）	1982年４月　日興證券株式会社入社(現ＳＭＢＣ日興証券) 2009年９月　株式会社JET Academy　エグゼクティブ・パートナー（現任） 2010年６月　シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社取締役 2014年６月　株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス取締役（現任） 2015年４月　当社社外取締役（現任）	2,100株
	【取締役候補者とした理由】 これまでの経歴において、金融機関における豊富な経験に加え他社の経営にも携わるなど、企業経営に関する相応の知見を有しており、客観的・中立的な立場から、その幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。		
7	新任 社外 城谷（しろたに） 満江（みつえ） （1954年10月１日生）	1975年10月　日本航空株式会社入社 2003年３月　同社客室乗員室長 2007年４月　同社客室乗員部長 2011年２月　株式会社博全社　CS推進部長 2015年４月　教育コンサルタント・研修アドバイザー（現任）	－　株
	【取締役候補者とした理由】 これまでの経歴において、航空会社で長年にわたり人材育成、ＣＳ推進に携わり、他社との統合後には客室乗員部長として、多様な背景がある1,250人の人事管理・サービス管理に従事してきました。さらに、異業種である葬儀会社においても、初の女性管理職としてＣＳを推進し意識改革に携わるなど、このような同氏の豊富な経験は、「サービスができる製造業」を目指す、当社の中長期的な企業価値向上に向けて助言や業務執行に対する監督を行っていただけるものと判断しております。		

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 白田敬・城谷満江の両氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は白田敬氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。また、城谷満江氏につきましても独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 現在、白田敬氏は当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 白田敬氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款第27条第2項に基づき責任限度額を800万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を継続する予定であります。
5. 城谷満江氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款第27条第2項に基づき責任限度額を800万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
月岡　涼吾（つきおか　りょうご） （1971年11月19日生）	1994年４月　大日本印刷株式会社入社 1999年11月　税理士法人プライスウォーターハウスクーパース入所 2003年４月　公認会計士登録 2006年７月　月岡公認会計士事務所　所長（現任） 2010年12月　株式会社コロプラ　社外監査役 2015年12月　株式会社コロプラ　監査等委員（現任）	－

（注）1.　候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2.　月岡涼吾氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3.　月岡涼吾氏につきましては、公認会計士および税理士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4.　月岡涼吾氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項に関する責任について、当社定款第36条第2項に基づき責任限度額を800万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2000年４月27日開催の第50期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいており、また、2016年４月21日開催の第66期定時株主総会において、上記の報酬等の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行を行うことができるものとご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬に代えて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の報酬等の範囲内で支給することといたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。また、本議案が承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬は廃止することとし、今後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととといたします。

現在の取締役は11名（うち社外取締役１名）でありますが、第2号議案「取締役７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は７名（うち社外取締役２名）となります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下

「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間
対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より40年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い
対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除
上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い
上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場　　大阪市中央区西心斎橋１丁目３番３号
ホテル日航大阪　５階　鶴の間
ＴＥＬ（06）6244－1111

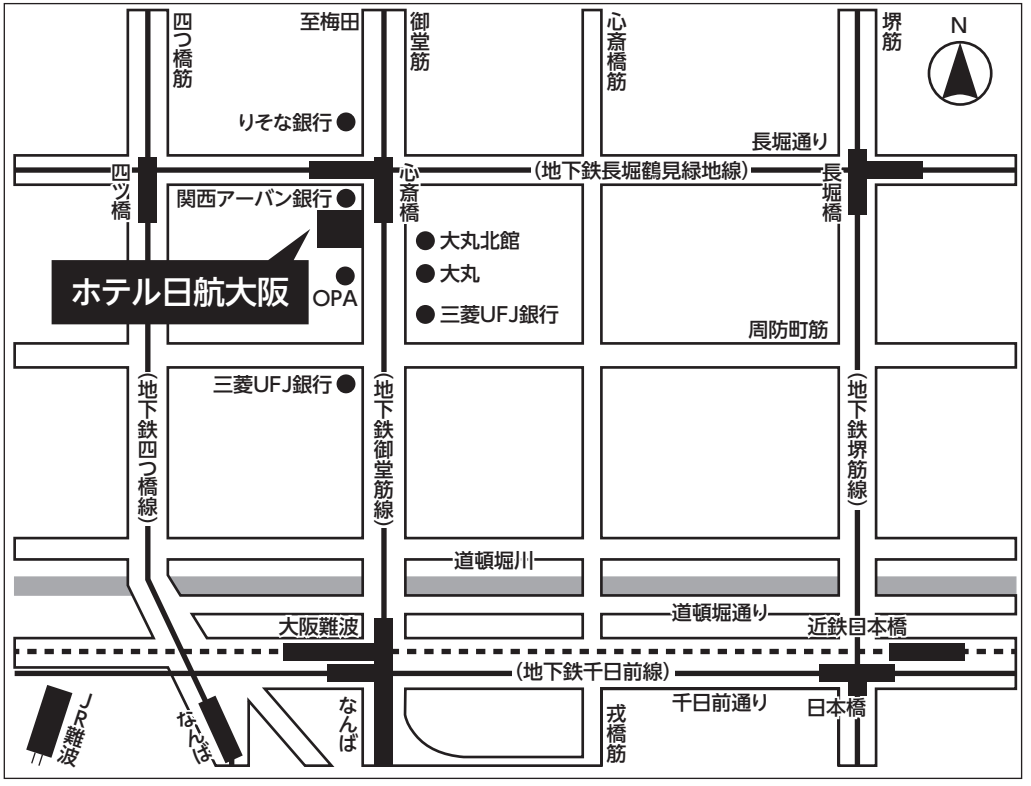

■会場への交通
・大阪メトロ御堂筋線・長堀鶴見緑地線　心斎橋駅　８号出口直結
・当日は、会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

※本年より会場が変更となっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

VEGETABLE OIL INK
環境に配慮し、植物油インキを使用しております。